

## 法令等順守体制の確立に向けた企業の取り組み(2)

——愛媛県下の株式会社を対象とする実態調査——

木 下 崇

- I 調査の目的
- II 調査の方法
- III 調査票の内容 (以上前号)
- IV 集計結果と分析
  - 1. はじめに
  - 2. 単純集計結果と分析 (以上, 本号)
  - 3. クロス集計結果と分析
- V おわりに

### IV 集計結果と分析

#### 1. はじめに

以下では、今回のアンケート調査の集計結果を報告する。まず、アンケートの設問ごとの単純集計を行う。その際、研究機関等による先行する調査結果と比較に務めたいと考えている。

つぎに各企業の法令等順守体制の確立に向けた取り組みを分析するために、クロス集計を行うこととする。

#### 2. 単純集計結果と分析

##### ① 問1 に対する回答

今回のアンケート調査に回答いただいた各企業の主な事業内容は、《表4》の

通りである。また、資本金階層別分布を明らかにしたのが《表5》であり、従業員数の分布を明らかにしたのが《表6》である。

《表4》業種別分布（回答）

選 択 項 目	回答数	構成比
① 農林業・漁業・鉱業	8	1.5%
② 建設業	107	19.6%
③ 製造業	131	24.0%
④ 電気・ガス・熱供給・水道業	14	2.6%
⑤ 運輸・通信業	26	4.8%
⑥ 卸売・小売業, 飲食店	132	24.2%
⑦ 金融・保険業	9	1.7%
⑧ 不動産業	13	2.4%
⑨ サービス業	63	11.6%
⑩ その他	40	7.3%
無回答	2	0.4%
計	545	100.0%

《表5》資本金階層別分布（回答）

選 択 項 目	回答数	構成比
1千万円	199	36.5%
1千万円超～1億円以下	310	56.9%
1億円超～5億円未満	27	5.0%
5億円超	7	1.3%
無回答	2	0.4%
計	545	100.0%

《表6》従業員数別分布（回答）

選 択 項 目	回答数	構成比
30人未満	270	49.5%
30人以上～50人未満	106	19.4%
50人以上～100人未満	92	16.9%
100人以上～200人未満	41	7.5%
200人以上～300人未満	14	2.6%
300人以上	20	3.7%
無回答	2	0.4%
計	545	100.0%

これを母集団の分布と比較する。まず、事業別分布について構成比に着目すると、調査票の構成比の方が3%以上割合の高いものは、「建設業」、「卸売・小売業、飲食店」であった。逆に、調査票の構成比の方が3%以上割合の低いものはサービス業であった。また、回収率に着目すると、全体の回収率27.1%に比して5%以上回収率が高いものは、「農林業・漁業・鉱業」、「建設業」および「金融・保険業」であった。逆に、5%以上回収率が低いものは、「運輸・通信業」、「卸売・小売業、飲食店」および「サービス業」であった<sup>13)</sup>。なお、「電気・ガス・熱供給・水道業」を営む企業については、調査票の送付数以上の回答を得たことになっている。また「その他」を選択した企業も同様である。この原因には、サンプリング台帳として利用した『会社年鑑』の事業分類が日本産業分類と完全に一致しているものではなかったこと、および企業の多角経営化が進み、企業自身が考える自身の主要な事業と『会社年鑑』の分類とに差が生じていることとを、考えることができる。

つぎに、資本金階層別分布についてみる。構成比に着目し、調査票の構成比の方が3%以上割合の高いものはなかった。逆に調査票の構成比の方が3%以上割合の低いものは、「1千万円」の階層であった。また、回収率に着目すると、全体の回収率27.1%に比して5%以上回収率が高いものは、「1億円超～5億円未満」の層であった。逆に、5%以上回収率が低いものは、「5億円超」の層であった。

13) 「その他」の業種として記入されたものは、情報処理、コンピューターシステムの設計・開発、貿易の地球の緑化、和洋菓子製造及び販売、石油販売業、情報システム業、ふとんの丸ごと水洗い、鮮魚介類卸売市場、中古車輸出販売、国内販売、鉄鋼スラグの販売、消防施設工事業、有料老人ホーム・日帰り温泉、板硝子販売工事業、不動産担保の調査・評価、通信土木と同メンテナンス、不動産鑑定所、情報通信ドコモショップ、出版業、不動産物件仲介とりホーム、冷蔵倉庫業、求人専門誌の出版、視聴覚・ビデオ電気製品一式、碎石製造販売、レジャー産業、人材派遣業・職業紹介業、碎石業、冷蔵倉庫業、研究会社、システム開発、ソフトウェア開発、FM放送局、自動車整備用機械工具、金属加工業、合繊製造業の付帯業務、不動産鑑定業、紙加工業、コンテナ貨物の輸送仲介、広告代理、出版、情報関連、警備業、倉庫業、鋼材の流通中継基地、有機肥料製造販売、輸入、サッカー関連業務、広告、専門サービス業である。これらについても、適当と思われる選択肢に分類することも可能であるが、回答者の意思を尊重し、「その他」として処理・集計することとした。

また、従業員数別分布について、構成比に着目すると、調査票の構成比と比して3%以上乖離するものはなかった。回収率に着目すると、全体の回収率27.1%に比して5%以上回収率が高いものはなかったが、逆に、5%以上回収率が低いものは、「100人以上～200人未満」の層であった。

### ② 問2に対する回答

《表7》は、直近の決算期における売上高に関する分布を表したものである。

《表7》直近決算期における売上高

選 択 項 目	回答数	構成比
① 1千万円以下	2	0.4%
② 1千万円超～5千万円以下	20	3.7%
③ 5千万円超～1億円以下	26	4.8%
④ 1億円超～5億円以下	175	32.1%
⑤ 5億円超～10億円以下	138	25.3%
⑥ 10億円超～50億円以下	143	26.2%
⑦ 50億円超～100億円以下	18	3.3%
⑧ 100億円超	20	3.7%
無回答	3	0.6%
計	545	100.0%

法令等順守体制の確立と売上高との間に直接の相関関係があるかについては明らかではない。この集計結果については、前述の通り、クロス集計の際に指標とする。

### ③ 問3に対する回答

《表8》は、海外企業との取引の有無に関する回答を整理したものである。

これによると、海外企業との取引関係を有する企業は、それほど多くはない。主な取引先としてあげられた国または地域としては、中華人民共和国（中国を含む）がのべ34社と最も多く、ついでアメリカ合衆国（アメリカを含む）およ

《表8》 海外企業との取引状況

選 択 項 目	回答数	構成比
① している	82	15.0%
② していない	455	83.5%
無回答	8	1.5%
計	545	100.0%

び大韓民国（韓国を含む）がそれぞれ25社、台湾が14社、シンガポールが12社であった<sup>14)</sup> 欧米圏との取引がある企業もみられるが、アジア圏の国および地域と取引を有する企業が多いことがわかる。なお、この集計結果については、前述の通り、クロス集計の際に指標とする。

#### ④ 問4に対する回答

法令や企業倫理に関する経営方針の有無について尋ねたところ、《表9-1》のような結果が得られた。ここで「法令や企業倫理に関する経営方針がある」と回答された企業について、その存在形式を尋ねた結果が《表9-2》である。

《表9-1》 法令・企業倫理に関する経営方針の有無

選 択 項 目	回答数	構成比
① ある	329	60.4%
② ない	198	36.3%
無回答	18	3.3%
計	545	100.0%

14) その他の取引先としては、取引企業数が多い順に、タイ(9)、インドネシア(7)、ドイツ(7)、カナダ(6)、パナマ(5)、イギリス(4)、オーストラリア(4)、ベトナム(4)、マレーシア(4)、香港(4)、フィリピン(3)、ブラジル(3)、フランス(3)、インド(2)、オランダ(2)、ケニア(2)、アイルランド、アラブ首長国連邦、イタリア、キプロス、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、ナイジェリア、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、バングラディッシュ、フィンランド、マダガスカル、メキシコ、リベリア、南アフリカであった。

《表9-2》経営方針の存在形式

選 択 項 目	回答数	構成比
① 何らかの形で文章化している	238	72.3%
② 全く文章化していない	75	22.8%
無回答	16	4.9%
計	329	100.0%

これによると、「法令や企業倫理に関する経営方針がない」と回答された企業が多い。前述の金融機関を対象とした調査においては、96.1%にあたる金融機関が何らかの法令等の順守に関する基本方針および基準を整備しており、未整備の金融機関は、3.9%にすぎない<sup>15)</sup>

また、「法令や企業倫理に関する経営方針がある」と回答された企業においても、その22.8%にあたる企業が、経営方針は「文章化されていない」ということがわかる。これらの企業においては、どのようにして当該経営方針が明らかにされて、これの周知がはかられているのか興味深いところがある。

#### ⑤ 問5に対する回答

《表10-1》は、役員や従業員に対する法令や企業倫理に関する指導・教育の実施状況に関する回答を整理したものである。このうち、指導・教育を実施していると回答された企業において、どのような方法により行われているかを尋ねたところ、得られた回答を整理したのが《表10-2》である。

《表10-1》法令・企業倫理に関する指導・教育の実施状況

選 択 項 目	回答数	構成比
① 行っている	346	63.5%
② 行っていない	183	33.6%
無回答	16	2.9%
計	545	100.0%

15) 金融法務事情編集部前掲「集計結果概要」46頁、同「集計結果」70頁。

《表10—2》実施方法（複数回答可）

選 択 項 目	回答数(対実施企業数比)	構成比
① 日常業務の手順や方法に関する手引書に記載し、配布する	115(33.2%)	23.0%
② 継続的に日常業務のなかにおいて口頭で行う	244(70.5%)	48.9%
③ 研修・講演等を開催する	105(30.3%)	21.0%
④ その他	24( 6.9%)	4.8%
無回答	11( 3.2%)	2.2%
計	499	100.0%

これによると、指導・教育を実施している企業は、63.5%と全体の3分の2に満たない。また、指導・教育を実施している企業においても、口頭で行う例が最も多く、手引書の作成・配布を行う、あるいは研修・講演等を行う企業は、それぞれ20%程度にとどまった。なお、「その他」と回答された企業においては、「朝礼等」にて実施しているとするものが多い<sup>16)</sup>。これらの方法で、法令等順守のための指導・教育が十分に徹底されているといえるのか、また企業・経営者側でも十分であると考えられるのかについては、さらに調査が必要とも思える。

#### ⑥ 問6に対する回答

コンプライアンス・プログラムの策定状況を尋ねたところ、《表11—1》のような結果が得られた。

これによると、コンプライアンス・プログラムを策定している企業は、12.5%

16) 他に、「社団法人倫理法人会に加入し、同会の発行する会報を配布する」とするもの、「会議等にて徹底する」とするものがある。社団法人倫理法人会の活動および各企業における同会との関係などについては、今後の検討課題とさせていただきたい。なお、回答のなかに「就業規則に記載している」とするものが散見された。本設問は、その内容を実現するための指導・教育がどのように実践されているかを明らかにすることが意図されていた。調査票の設計上、その意図を十分に示すことができなかった点は反省すべきところである。

《表11-1》コンプライアンス・プログラムの策定状況

選 択 項 目	回答数	構成比
① ある	68	12.5%
② ない	407	74.7%
③ わからない	52	9.5%
無回答	18	3.3%
計	545	100.0%

《表11-2》策定期期

策定期期 (西暦)	1980年 以前	1981年	1982 ~84年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
回答数	4	1	0	2	1	2	1	2	2
構成比	6.8%	1.7%	0.0%	3.4%	1.7%	3.4%	1.7%	3.4%	3.4%
	1991年	1992年	1993 ~94年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
	0	1	0	1	2	1	3	3	19
	0.0%	1.7%	0.0%	1.7%	3.4%	1.7%	5.1%	5.1%	32.2%
	2001年	2002年 (予定)	その他	計					
	4	1	9	59					
	6.8%	1.7%	15.3%	100.0%					

にすぎない(策定作業中を含む)。金融機関を対象とした前述の調査では、89.7%が策定済であることと比較すると、低い数値であるといえる<sup>17)</sup>

また、《表11-2》の策定期期についてみると、2000年に策定したとするものが最も多く19社であった<sup>18)</sup> ついで、策定予定も含めて2001年が4社、

17) 金融法務事情編集部前掲「集計結果概要」47頁、同「集計結果」68頁参照。金融検査マニュアルによると、コンプライアンス・プログラムの策定はミニマム・スタンダードとして求められている項目であることから、金融機関はこれに対応する必要がある、策定状況は他業種に比べて進んでいることになる。

18) なお、調査票上には、策定年とともに月についても記入をお願いしていたが、未記入の回答もみられ、また月まで厳格に特定する必要もないと考え、策定年のみについて集計することとした。



1998年、1999年がそれぞれ3社であった。コンプライアンス・プログラムを策定していると回答された企業のうち34社が1995年以降に策定しており、比較的近年に策定されたとの回答が多いことがわかる<sup>19)</sup>これは近時の企業をとりまく環境への対応の一貫として取り組まれたものとも考えられる。

### ⑦ 問7に対する回答

問6において、「コンプライアンス・プログラムを策定した」と回答された企業(68社)を対象として、その策定の目的を尋ねた結果を整理したのが《表12》である。

《表12》コンプライアンス・プログラム策定の目的（複数回答可）

選 択 項 目	回答数(対策定企業数比)	構成比
① 従業員のモラル向上のため	56(82.4%)	32.9%
② 健全な企業風土の維持・創出のため	51(75.0%)	30.0%
③ 会社のイメージアップのため	26(38.2%)	15.3%
④ 他の会社が作成していたから	2( 2.9%)	1.2%
⑤ 国際的取引を行うために必要と感じたから	5( 7.4%)	2.9%
⑥ 近年、会社の倒産等が相次いでいるから	1( 1.5%)	0.6%
⑦ 自社を対象とした検査対策のため	13(19.1%)	7.6%
⑧ 金融監督庁による「金融検査マニュアル」 がだされたから	10(14.7%)	5.9%
⑨ その他	3( 4.4%)	1.8%
無回答	3( 4.4%)	1.8%
計	170	100.0%

これによると、コンプライアンス・プログラムを策定した企業の多くがその目的について、「従業員のモラル向上のため(85.4%)」や「健全な企業風土の維持・創出のため(75.0%)」と回答されている。ここで注目されるのが、「金融監督庁による『金融検査マニュアル』がだされたから」という選択肢に、10

19) 2002年に策定予定とする1社を含む。

社がチェックしているところである。今回の調査において、金融・保険業を営む企業からは9社の回答が寄せられた。したがって、この選択肢に金融・保険業を営む企業以外の企業もチェックをつけていることになる。これより、金融検査マニュアルが、単に金融機関のみにとどまらず、多くの企業・経営者に影響を与えるものであったことが伺われる。また、「会社のイメージアップのため」を策定の目的とされた企業が26社(38.2%)あった。昨今「ISO 認証取得」などの表示等を広告・宣伝媒体で多く目に触れることから、これと同様の効果を意図されたものであろうか。

#### ⑧ 問8に対する回答

コンプライアンス・マニュアルの策定状況を尋ねたところ、《表13-1》のような結果が得られた。

これによると、コンプライアンス・マニュアルを策定している企業は、19.1%にすぎず、金融機関を対象とした前述の調査においては、92.9%が策定済であることと比較すると、低い数値であるといえる点は、コンプライアンス・プログラムの策定における場合と同様である<sup>20)</sup>。なお、《表13-1》と《表11-1》とを比較すると、コンプライアンス・プログラムがあると回答された企業は68社であるのに対して、コンプライアンス・マニュアルがあると回答された企業

《表13-1》コンプライアンス・マニュアルの策定状況

選 択 項 目	回答数	構成比
① ある	104	19.1%
② ない	386	70.8%
③ わからない	31	5.7%
無回答	24	4.4%
計	545	100.0%

20) 金融法務事情編集部前掲「集計結果概要」47頁、同「集計結果」69頁参照。なお、コンプライアンス・マニュアルの策定についても、金融検査マニュアルにおいてはミニマム・スタンダードとして求められる項目とされている。

《表13-2》策定期期

策定期期 (西暦)	1980年 以前	1981年	1982 ~84年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
回答数	10	1	0	2	1	3	0	1	2
構成比	11.1%	1.1%	0.0%	2.2%	1.1%	3.3%	0.0%	1.1%	2.2%
	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
	2	2	1	0	2	1	2	6	10
	2.2%	2.2%	1.1%	0.0%	2.2%	1.1%	2.2%	6.6%	11.1%
	2000年	2001年	その他	計					
	27	3	14	90					
	30.0%	3.3%	15.6%	100.0%					

は104社であり、36社という差が生じている点が注目される。また、コンプライアンス・プログラムの策定状況については、「わからない」と回答された企業が52社(9.5%)あったのに対して、コンプライアンス・マニュアルの策定状況については、「わからない」と回答されたのは31社(5.7%)であった。「実践計画」よりも「行動指針」の方が、より身近な問題と捉えられているのであろうか。各々の具体的な内容とともにさらなる調査が必要であろうと思われる。コンプライアンス・マニュアルがあると回答された104社を対象として、その策定期期につき尋ねたところ、《表13-2》のような結果が得られた<sup>21)</sup>。これによると、策定期期の分布状況はコンプライアンス・プログラムの場合《表11-1》に類似しており、51社(56.7%)が1995年以降に整備している。コンプライアンス・プログラムの策定の場合と同様に、近時の企業をとりまく環境への対応の一貫として取り組まれたものとも考えられる。

21) なお、コンプライアンス・マニュアルの策定期期についても、調査票上には、策定年とともに月についても記入をお願いしていたが、コンプライアンス・プログラムの策定期期同様に、策定年のみについて集計することとした。

## ⑨ 問9に対する回答

《表14-1》は、役員や従業員の行う業務が法令に合致するか否かをチェックする仕組みが整備されているか否かについて寄せられた回答を整理したものであり、《表14-2》は、具体的なチェック方法について寄せられた回答を整理したものである。

《表14-1》チェック体制整備状況

選 択 項 目	回答数	構成比
① ある	220	40.4%
② ない	291	53.4%
③ わからない	15	2.8%
無回答	19	3.5%
計	545	100.0%

《表14-2》チェック方法（複数回答可）

選 択 項 目	回答数(対整備済企業数比)	構成比
① 専門部署によるチェック	63(28.6%)	23.3%
② 弁護士によるチェック	16( 7.3%)	5.9%
③ 役員や従業員の相互チェック	152(69.1%)	56.3%
④ その他	33(15.0%)	12.2%
無回答	6( 2.7%)	2.2%
計	270	100.0%

これによると、チェック体制の整備が行われていると回答された企業は40.4%にすぎない。法令等の順守に関する経営方針があると回答された企業が60.4%であったことに鑑み（《表9-1》参照）、この結果が各社の経営方針が実現されているかを確認する手段が未整備であることを意味するとするならば、問題なしとはいえないところである。

また、具体的なチェックの方法については、チェック体制を整備していると回答された企業の多くが、役員や従業員相互によるチェックによっているのが特徴である（152社、69.1%）。このような相互チェックは、互いの業務内容を

熟知しているもの同士が行うことが予想されることから、適切な判断がなされることが予想される反面、馴れ合いに陥る危険もある。ゆえに、これのみによるのでは不十分との指摘を受けうると思われる。これを回避するためにも、客観的なチェックを行いうるような体制の整備が必要と思われる。このような役割が期待されるのが専門部署であるが、整備状況としては、63社(28.6%)と低い水準にとどまっている。また顧問弁護士を採用している企業においては、法律の専門家として専門部署におけるのと同様の機能が期待されるが、弁護士によるチェックを行っているとは回答された企業は、16社(7.3%)にとどまった。なお、「その他」として記載されたものとしては、税理士・公認会計士・司法書士など専門家によるチェックを実施しているとするもの、行政機関、法務局、裁判所での相談や照会によりチェックしているとするものもあった。これらについては、第三者によるチェックであることから公正性については問題がないが、適時性や迅速性については限界があるものとも思われる。またこの他に、親会社によるチェックまたは親会社の専門部署によるチェックが行われているとするものもみられた。今回の調査に協力いただいた企業のなかには、親子会社関係にある企業または関連企業による法令等順守体制の確立を指向していると思われる回答がみられた。これら企業が、その親会社または関連企業からどのようなチェックを受け、それがどのような形式・手続により行われているか、などは興味深いところである。

#### ⑩ 問10に対する回答

法令や企業倫理の順守に関する専門機関の設置状況について回答されたものを整理したのが《表15》である。

これによると、専門部署を設置していると回答された企業は63社(11.6%)であった。金融機関においては、96.8%がコンプライアンス統括部署を設置しているとの調査結果があり<sup>22)</sup> また前述のコーポレート・ガバナンスに関する調査における結果では25.8%が設置済と報告されていることと比較すると<sup>23)</sup> 低

《表15-1》専門部署設置状況

選 択 項 目	回答数	構成比
① ある	63	11.6%
② ない	454	83.3%
③ わからない	12	2.2%
無回答	16	2.9%
計	545	100.0%

《表15-2》専門部署の名称

名 称	回答数	構成比
総務関係部署	14	23.3%
管理関係部署	12	20.0%
コンプライアンス統括部署	6	10.0%
企画関係部署	4	6.7%
監査室・監査役会	4	6.7%
内部監査室	3	5.0%
業務関係部署	2	3.3%
検査関係部署	2	3.3%
ISO 関係部署	2	3.3%
人事関係部署	1	1.7%
法務関係部署	1	1.7%
取締役会	1	1.7%
その他	8	13.3%
計	60	100.0%

い数値にとどまっている。

専門部署を設置していると回答された企業を対象として、その部署の名称について尋ねたところ、これに対して寄せられた回答を整理したのが《表15-2》である。これによると、総務関係部署<sup>24)</sup>と回答された企業がもっとも多く14社(23.3%)であり、管理関係部署<sup>25)</sup>と回答された企業が12社(20.0%)であっ

22) 金融法務事情編集部前掲「集計結果概要」47頁、同「集計結果」67頁参照。なお、コンプライアンス統括部署の設置についても、金融検査マニュアルにおいてはミニマム・スタンダードとして求められる項目とされている。

23) 下村前掲9頁。

た。これらの部署は、コンプライアンスの専門部署というよりは、むしろコンプライアンスにかかわる事項についても取り扱っているというのが実情ではないかと推測される<sup>26)</sup>。これに対して、専門部署であると予測されるコンプライアンス統括部署<sup>27)</sup>と回答された企業は6社、内部監査室<sup>28)</sup>と回答された企業は3社、検査部門<sup>29)</sup>と回答された企業は2社であった。

### ⑪ 問11に対する回答

問10において、法令等の順守に関する専門部署を設置していると回答された企業を対象として、当該部署の具体的な業務内容について尋ねたところ、《表16》のような結果が得られた。

これによると、「法令に違反してしまった後に対策を検討し定める」、および「法令に違反しないための対策を検討し定める」を業務とする企業が多く、専門部署を設置する企業のうち81.0%にのぼる。今回の調査対象となった企業においては、法務リスクへの対応策の策定が主要な業務であることが伺われる。これに対して、金融機関を対象とした調査においては、類似の項目を業務内容として回答された機関は53.3%であった<sup>30)</sup>。このような結果がでたことについては、金融機関においては、これまで法務部門の所掌とされてきた事項については必ずしもコンプライアンス統括部署となっていないことが窺われるとの指摘がなされている<sup>31)</sup>。今回のわれわれの調査においては、逆の結果が得られたよ

24) 具体的には、総務グループ、総務局、総務部、総務課、総務人事室と回答されたものが分類される。

25) 具体的には、安全管理委員会、衛生・保守管理委員会、環境監査会、品質管理委員会(部・室)、管理部、管理本部が、これに分類される。

26) 問13に対する回答において、「法令や企業倫理に取り組む専門部署については特に設けていないが総務課の所掌となっている」というものがみられることから、このような推測がなされうるであろう。

27) 具体的には、コンプライアンス委員会、コンプライアンス室、コンプライアンス統括室が、ここに分類される。

28) 具体的には、内部監査室、内部品質監査・品質会議が、ここに分類される。

29) 具体的には、検査部、検査部門が、ここに分類される。

30) 金融法務事情編集部前掲「集計結果概要」47頁、同「集計結果」66頁参照。

《表16》専門部署の業務内容（複数回答可）

選 択 項 目	回答数(対策定企業数比)	構成比
① 「法令を順守した経営」がどの程度徹底されているか把握し是正する	31(49.2%)	10.5%
② 法令を守る体制の整備・推進策を検討し定める	32(50.8%)	10.8%
③ 「法令を順守した経営」に関する指導・教育を行う	36(57.1%)	12.2%
④ 「法令を順守した経営」に関する質問・相談等への対応を行う	23(36.5%)	7.8%
⑤ 法務に関する情報を一括して管理する	24(38.1%)	8.1%
⑥ 自社の訴訟に関する事項を管理する	11(17.5%)	3.7%
⑦ 法令に違反してしまった後に対策を検討し定める	51(81.0%)	17.2%
⑧ 法令に違反しないための対策を検討し定める	51(81.0%)	17.2%
⑨ 苦情・トラブルの発生・処理状況を把握する	33(52.4%)	11.1%
⑩ その他	1( 1.6%)	0.3%
⑪ わからない	1( 1.6%)	0.3%
無回答	2( 3.2%)	0.7%
計	296	100.0%

うに思われる。

これに対して、「『法令を順守した経営』がどの程度徹底されているか把握し是正する」、「法令を守る体制の整備・推進策を検討し定める」といった法令等順守体制の確立・推進に関する事項を業務内容と回答された企業は、いずれも50%程度であった。この点、金融機関を対象とした調査においては、90%を超える<sup>32)</sup>また「『法令を順守した経営』に関する指導・教育を行う」を業務内容と

31) 松井前掲 31 頁。この原因として、「法務」と「コンプライアンス」とは峻別されるべきとの考えに依拠して所掌事項を決定したか、法的知識のあるスタッフ数が少ない等の制約のもと、両者を兼ねたほうがコンプライアンスの実効性を高められるとの考え方に依拠して所掌事項を決定したかによって、回答が分かれたのではないかと分析されている。

32) 金融法務事情編集部前掲「集計結果概要」47 頁、同「集計結果」66 頁参照。



する企業は、57.1%であり、法令等順守体制の確立に向けた指導・教育も業務内容とする企業がある程度存在することがわかる。ところが、「『法令を順守した経営』に関する質問・相談等への対応を行う」も同様の役割を担うべき業務内容であるとも考えられるが、こちらについては36.5%にとどまった。なお、金融機関を対象とした調査においては、いずれの項目も90%程度の機関が業務内容としている<sup>33)</sup>

今回の調査項目は、いずれも金融検査マニュアルにおいてミニマム・スタンダードとされるものばかりである。にもかかわらず、金融機関を対象とした調査においては、業務内容についてばらつきが見られた。この点については、前述の指摘の通り、既存の法務部門との関係が考えられなければならない。これに対して、今回のわれわれの調査においては、法務リスクへの対策の策定を所掌すると回答される企業が多いにもかかわらず、本来法務部門の所掌事項と考えられる「法務に関する情報を一括して管理する」、「自社の訴訟に関する事項を管理する」という項目を業務内容とすると回答された企業は多くないところが注目される。また、コンプライアンス統括部署の固有の業務とされるであろう法令等順守体制の確立・推進に関する業務については、これを業務内容とする企業はそれほど多くはない。これは、総務関係部署および管理関係部署がその業務のひとつとして法令等順守に関する事項を扱っていると回答された企業が多いことが原因と考えられる（《表15-2》参照）。すなわち、これらの部署においては専らコンプライアンスにかかわる事項を所掌するわけではないことから、法令等順守体制の確立・推進に関する事項をその業務内容と回答されることは少なくなることが予想される。これに対して、総務関係部署から独立した法務部門を持たない企業においては、法務リスクへの対策も総務関係部署の所掌事項とされることもあるであろう。この点より、問15の専門部署の設置状況に対する回答が、当初われわれが予定していた回答ばかりではなかったとも

33) 金融法務事情編集部前掲「集計結果概要」47頁、同「集計結果」66頁参照。

考えられることから、その部署の業務内容についても法令等順守体制の確立との関係において、十分に実態を反映したものとは言い切れない嫌いがある。

そこで、より実態に則した結果を得るためには、つぎの点についてさらなる調査・検討が必要であるように思われる。すなわち、第一に、専門部署として回答された当該部署の位置づけと業務内容についてである。これにより、当該部署の性格を明らかにし、コンプライアンス統括部署と位置づけられるかを調査する必要があるように思われる。第二に当該企業における法務部門の設置状況およびコンプライアンス統括部署との所掌分担の状況についてである。この点が明らかにされるならば、当該企業全体において、どのような取り組みがなされているかがより明らかになるものと考ええる。

#### ⑫ 問12に対する回答

法令等順守についての実践計画や行動指針などの見直しの実施状況について尋ねたところ、《表17》のような結果が得られた。これと、コンプライアンス・プログラム策定状況との関係を示したのが《表17-2》であり、コンプライアンス・マニュアルの策定状況との関係を示したのが《表17-3》である。

これによると、コンプライアンス・プログラムを策定していると回答された企業の86.8%が見直しを実施している、または実施予定であるとされる。また、コンプライアンス・マニュアルを策定していると回答された企業については76.9%であった。いずれについても見直しを実施し、最善の状態を保つ努力が

《表17-1》 実践計画・行動指針等の見直し実施状況

選 択 項 目	回答数	構成比
① 行っている（行う予定がある場合を含む）	170	31.2%
② 行っていない	309	56.7%
③ わからない	50	9.2%
無回答	16	2.9%
計	545	100.0%

《表17-2》コンプライアンス・プログラムの策定状況×見直し実施状況

選択項目	総 計		あ る		な い		わからない		無 回 答	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
行っている（行う予定がある場合を含む）	170	31.2%	59	86.8%	97	23.8%	10	19.2%	4	22.2%
行っていない	309	56.7%	7	10.3%	277	68.1%	22	42.3%	3	16.7%
わからない	50	9.2%	2	2.9%	29	7.1%	19	36.5%	0	0.0%
無回答	16	2.9%	0	0.0%	4	1.0%	1	1.9%	11	61.1%
合計	545	100.0%	68	100.0%	407	100.0%	52	100.0%	18	100.0%

《表17-3》コンプライアンス・マニュアルの策定状況×見直し実施状況

選択項目	総 計		あ る		な い		わからない		無 回 答	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
行っている（行う予定がある場合を含む）	170	31.2%	80	76.9%	78	20.2%	5	16.1%	7	29.2%
行っていない	309	56.7%	20	19.2%	278	72.0%	7	22.6%	4	16.7%
わからない	50	9.2%	4	3.8%	28	7.3%	18	58.1%	0	0.0%
無回答	16	2.9%	0	0.0%	2	0.5%	1	3.2%	13	54.2%
合計	545	100.0%	104	100.0%	386	100.0%	31	100.0%	24	100.0%

なされているように思われる。

なお、見直しを実施していると回答された企業170社のなかには、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルを策定していない企業も69社（40.6%）含まれている。

### ⑬ 問13に対する回答

法令等の順守に関する取り組みについて尋ねたところ、多様な回答を得ることができた。大別すると、法令等順守体制確立の必要性についての意見、各企業における個別法令への対応状況、各企業独自の取り組みであった。

まず、法令等順守体制確立の必要性についての意見であるが、これについては、「特に必要とは感じていない」との回答も散見されたが、多くの企業におい

て、その必要性については理解がなされているようである。ただし、その実現については、さまざまな障害があるようである。たとえば、従業員数が少ないなどから、専門部署はおろか総務部的な部署を設置するゆとりがない、専門的な知識がないというものであった。なかには、「法令とか企業倫理などを考える間がない」という深刻な訴えもある。

各企業の個別法令への対応については、労働法への対応を挙げる企業が最も多いが、注目されるのは各企業と関連する各種業法への対応である。これに対して、商法関連法規への対応を挙げる企業はなかった。これは当然のこととして考えられている結果なのか、それとも会社経営という観点からは疎遠なものとなってしまっているのか、明らかではない。

この他に、各企業独自の取り組みについてご紹介いただいた。この中で、最も多くみられたのがISO認証取得である。この取り組みのなかで法令等への順守の体制を整えているとされる。また、社内アンケートの実施や（卸売・小売業、飲食業）、コンプライアンス・チェックリスト（その他）、自主点検表（製造業）による自己点検を行う企業、社内監査表による定期的な監査（サービス業）を行う企業などがあつた。

また、指導・教育体制の整備に関しては、外部教育による社員教育（電気・ガス・熱供給・水道業）、社内講習会（サービス業）を実施される企業や、定期的なテスト（その他）を実施される企業がみられた。この他、委員会やサークル活動を通じて法令や企業理念の浸透を図っているという企業もみられる（建設業）。

(未完)